

改正後	改正前																												
<p><u>日本農林規格</u></p> <p style="text-align: right;"><u>JAS</u> <u>1348 : 2023</u></p> <p style="text-align: center;"><u>りんごストレートピュアジュース</u> <u>Pure apple juice not from concentrate</u></p>	<p><u>りんごストレートピュアジュースの日本農林規格</u></p>																												
<p><b>1 適用範囲</b> この規格は、<u>りんごストレートピュアジュースの品質について規定する。</u></p>	<p><u>(適用の範囲)</u> 第1条 この規格は、<u>りんごストレートピュアジュースに適用する。</u></p>																												
<p><b>2 引用規格</b> 次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。 <u>JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水</u></p>	<p>(新設)</p>																												
<p><b>3 用語及び定義</b> この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。</p>	<p><u>(定義)</u></p>																												
<p><b>3.1</b> <u>りんごストレートピュアジュース</u> りんごを破碎して搾汁又は裏ごしをし、<u>皮、種子等を除去したものであって、酸化防止剤を使用していないもの</u></p>	<p>第2条 この規格において、<u>りんごストレートピュアジュースとは、りんごを破碎して搾汁又は裏ごしをし、皮、種子等を除去したものであって、酸化防止剤を使用していないものをいう。</u></p>																												
<p><b>4 品質</b> りんごストレートピュアジュースの品質は、<u>表1の品質基準に適合していなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>表1-りんごストレートピュアジュースの品質基準</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品位</td> <td>次による。 a) 良好な固有の香味を有しており、<u>かつ、異味異臭がないこと。</u> b) 色沢が良好であること。 c) きょう雑物がないこと。</td> </tr> <tr> <td>糖用屈折計示度</td> <td><u>7.2</u>によって試験したとき、<u>12°Bx以上。</u></td> </tr> <tr> <td>酸度</td> <td><u>7.3</u>によって試験したとき、<u>0.25%以上。</u></td> </tr> <tr> <td>内容量</td> <td>表示量に適合していること。</td> </tr> <tr> <td>原材料</td> <td>りんごの果実の搾汁以外のものを使用していないこと。</td> </tr> <tr> <td>添加物</td> <td>使用していないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	品位	次による。 a) 良好な固有の香味を有しており、 <u>かつ、異味異臭がないこと。</u> b) 色沢が良好であること。 c) きょう雑物がないこと。	糖用屈折計示度	<u>7.2</u> によって試験したとき、 <u>12°Bx以上。</u>	酸度	<u>7.3</u> によって試験したとき、 <u>0.25%以上。</u>	内容量	表示量に適合していること。	原材料	りんごの果実の搾汁以外のものを使用していないこと。	添加物	使用していないこと。	<p><u>(規格)</u> 第3条 りんごストレートピュアジュースの規格は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品 位</td> <td>1 良好な固有の香味を有しており、<u>かつ、異味異臭がないこと。</u> 2 色沢が良好であること。 3 きょう雑物がないこと。</td> </tr> <tr> <td>糖用屈折計示度</td> <td><u>12° Bx以上であること。</u></td> </tr> <tr> <td>酸 度</td> <td><u>0.25%以上であること。</u></td> </tr> <tr> <td>内 容 量</td> <td>表示量に適合していること。</td> </tr> <tr> <td>原 材 料</td> <td>りんごの果実の搾汁以外のものを使用していないこと。</td> </tr> <tr> <td>添 加 物</td> <td>使用していないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基 準	品 位	1 良好な固有の香味を有しており、 <u>かつ、異味異臭がないこと。</u> 2 色沢が良好であること。 3 きょう雑物がないこと。	糖用屈折計示度	<u>12° Bx以上であること。</u>	酸 度	<u>0.25%以上であること。</u>	内 容 量	表示量に適合していること。	原 材 料	りんごの果実の搾汁以外のものを使用していないこと。	添 加 物	使用していないこと。
区分	基準																												
品位	次による。 a) 良好な固有の香味を有しており、 <u>かつ、異味異臭がないこと。</u> b) 色沢が良好であること。 c) きょう雑物がないこと。																												
糖用屈折計示度	<u>7.2</u> によって試験したとき、 <u>12°Bx以上。</u>																												
酸度	<u>7.3</u> によって試験したとき、 <u>0.25%以上。</u>																												
内容量	表示量に適合していること。																												
原材料	りんごの果実の搾汁以外のものを使用していないこと。																												
添加物	使用していないこと。																												
区 分	基 準																												
品 位	1 良好な固有の香味を有しており、 <u>かつ、異味異臭がないこと。</u> 2 色沢が良好であること。 3 きょう雑物がないこと。																												
糖用屈折計示度	<u>12° Bx以上であること。</u>																												
酸 度	<u>0.25%以上であること。</u>																												
内 容 量	表示量に適合していること。																												
原 材 料	りんごの果実の搾汁以外のものを使用していないこと。																												
添 加 物	使用していないこと。																												
<p><b>5 特色の内容の表示方法</b> 特色の内容の表示方法については、格付の表示に近接して、<u>“ストレートピュアジュース”及び“糖度○○°Bx以上、酸度△△%以上”と記載しなければならない。</u>○○には糖用屈折計示度、△△には酸度を記載しなければならない。</p>	<p><u>(特色の内容の表示方法)</u> 第4条 格付の表示に近接して、<u>「ストレートピュアジュース」及び「糖度○○° B x以上、酸度△△%以上」と記載することとし、○○には糖用屈折計示度、△△には酸度を記載することとする。</u></p>																												

## 6 原料りんごについての特色の内容及び表示方法

特定の原因地のりんごを原料を使用することを特色の内容として表示する場合にあっては、格付の表示に近接して“○○産りんご使用”と記載しなければならない。○○には、国産にあっては都道府県その他一般に知られている地名を、外国産にあっては当該国名を記載しなければならない。

注記 その他の表示方法については、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従わなければならないとされている。

## 7 試験方法

(削る)

### 7.1 一般

試験に使用する試薬及び器具は、次による。

- a) 水 JIS K 0557に規定するA2又は同等以上のもの。
- b) 試薬 日本産業規格の特級等の規格に適合するもの。
- c) 自動滴定装置 滴定の終点の判定を自動で行うもの。

(削る)

### 7.2 糖用屈折計示度

糖用屈折計示度は、20℃における糖用屈折計の示度とする。

### 7.3 酸度

#### 7.3.1 試料の調製

200mL程度の容器に試料10gを正確にはかりとり、水約100mLを加えて混合し、試料溶液とする。

#### 7.3.2 水素イオン指数（pH）計の校正

約pH7及び約pH9のpH標準溶液を用いて校正を行う。

#### 7.3.3 滴定

滴定は、次のいずれかによる。

- a) 手動滴定 pH計の電極を試料溶液中に挿入し、振り混ぜながら0.05 mol/L水酸化ナトリウム標準溶液で滴定する。終点はpH8.1±0.2とし、その範囲内のpHが30秒以上持続することを確認する。試料10gの代わりに水10gを用いて同様に空試験を行う。
- b) 自動滴定 自動滴定装置の操作方法に従い、pH8.1が終点となるように設定する。電極を試料溶液中に挿入し、振り混ぜながら0.05 mol/L水酸化ナトリウム標準溶液で滴定する。試料10gの代わりに水10gを用いて同様に空試験を行う。

#### 7.3.4 計算

酸度は、リンゴ酸換算値とし、次の式によって求める。

$$A = 0.00335 \times (T - B) \times \frac{F}{W} \times 100$$

ここで、A：酸度(%)

T：本試験における0.05 mol/L水酸化ナトリウム溶液の滴定量 (mL)

## (原料りんごについての特色の内容及び表示方法)

第5条 特定の原因地のりんごを原料を使用することを特色の内容として表示する場合にあっては、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従うほか、格付の表示に近接して「○○産りんご使用」と記載することとし、○○には、国産にあっては都道府県その他一般に知られている地名を、外国産にあっては当該国名を記載することとする。

## (測定方法)

第6条 第3条の規格における糖用屈折計示度及び酸度の測定方法は、次のとおりとする。

(新設)

事項	測定方法
糖用屈折計示度	20℃における糖用屈折計の示度とする。
酸度	<ol style="list-style-type: none"><li>1 試料の調製 200ml程度の容器に試料10gを正確に量りとり、水約100mlを加えて混合し、試料溶液とする。</li><li>2 水素イオン指数（pH）計の校正 約pH7及び約pH9のpH標準溶液を用いて校正を行う。</li><li>3 滴定<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 手動滴定 pH計の電極を試料溶液中に挿入し、振り混ぜながら0.05mol/l水酸化ナトリウム標準溶液で滴定する。終点はpH8.1±0.2とし、その範囲内のpHが30秒以上持続することを確認する。試料10gの代わりに水10gを用いて同様に空試験を行う。</li><li>(2) 自動滴定 自動滴定装置の操作方法に従い、pH8.1が終点となるように設定する。電極を試料溶液中に挿入し、振り混ぜながら0.05mol/l水酸化ナトリウム標準溶液で滴定する。試料10gの代わりに水10gを用いて同様に空試験を行う。</li></ol></li><li>4 計算 リンゴ酸換算値とし、次の算式によって算出した百分比を酸度とする。 酸度 (%) = 0.00335 × (T - B) × F / W × 100</li></ol> <p>T：本試験における0.05mol/l水酸化ナトリウム溶液の滴定量 (ml)</p>

<p>(削る)</p> <p><u>B</u> : <u>空試験における0.05 mol/L水酸化ナトリウム溶液の滴定量 (mL)</u></p> <p><u>F</u> : <u>0.05 mol/L水酸化ナトリウム溶液のファクター</u></p> <p><u>W</u> : <u>試料質量 (g)</u></p> <p>0.003 35 : <u>0.05 mol/L水酸化ナトリウム溶液1 mLに相当するリンゴ酸の質量 (g)</u></p>	<p>B : 空試験における0.05mol/l水酸化ナトリウム溶液の滴定量 (ml)</p> <p>F : 0.05mol/l水酸化ナトリウム溶液のファクター</p> <p>W : 試料重量(g)</p> <p>0.00335 : 0.05mol/l水酸化ナトリウム溶液 1 mlに相当するリンゴ酸の重量(g)</p> <p>注1 : 試験に用いる水は、日本産業規格K0557 (1998) に規定するA 2又は同等以上のものとする。</p> <p>注2 : 試験に用いる試薬は、日本産業規格の特級等の規格に適合するものとする。</p>
---	--